

第2次木津川市男女共同参画計画 事業調査票(令和3年度)

資料2

調査票

※評価:A:実施できた・B:一部実施できた・C:実施できなかった

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
1	基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①女性の登用を推進する環境整備	審議会等における委員の男女構成比の定期的な調査と公表	人権推進課	男女共同参画係	市の審議会等の女性委員の人数・割合を定期的に調査・公表するとともに女性委員の登用が進んでいない審議会等については、その要因を所管課とともに分析し、対応策を協議する。	A	毎年、庁内各課に照会している。調査結果をMyWeb掲示板に掲載して更なる女性委員の登用を呼び掛けるとともに男女共同参画審議会の資料として市のホームページで公表している。	引き続き調査と公表を続けて、庁内各課へも女性委員の更なる登用を呼び掛けていく。
2-1				審議会等における女性委員登用率の目標設定と進捗管理	人権推進課	男女共同参画係	審議会等における女性委員登用率を40%以上60%以下に設定して、毎年庁内に照会をかけて登用率を出している。女性委員の登用が進んでいない審議会等については、その要因を所管課とともに分析し、対応策を協議する。	A	毎年、庁内各課に照会している。令和3年4月1日現在の女性委員の割合は38.7%。調査結果をMyWeb掲示板に掲載して更なる女性委員の登用を呼び掛ける。	第2次男女共同参画計画の目標値「男女双方が40%以上60%以下」には達成しなかったが、引き続き調査と公表を続けて、庁内各課へも女性委員の更なる登用を呼び掛けていく。
2-2				審議会等における女性委員登用率の目標設定と進捗管理	高齢介護課	介護保険係 高齢者福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会 老人福祉センター運営委員会 地域包括支援センター運営協議会 地域密着型サービス運営委員会 介護保険事業計画等策定委員会 	B	○女性委員登用率 ・介護認定審査会 29.2% ・老人福祉センター運営委員会 33.3% ・地域包括支援センター運営協議会 26.7% ・地域密着型サービス運営委員会 26.7% ・介護保険事業計画等策定委員会 42.9%	委員選定にあたり各種有資格者が必要であったり、各種団体代表等が委員となっているので、一般人公募は困難。
2-3				審議会等における女性委員登用率の目標設定と進捗管理	国保年金課	国保年金係	国民健康保険運営協議会	A	委員18名のうち、女性委員6名登用	第2次男女共同参画計画の目標値「男女双方が40%以上60%以下」には達成しなかったが、今後も委員改選に合わせ取り組む。 なお、当課で選任を行う被保険者代表については、6人中3人について女性委員登用となっている。
3-1				審議会等における委員公募制の導入の拡大	人権推進課	男女共同参画係	各委員会・審議会における男女構成比の均衡の確保のため、女性が参画しやすいよう委員公募制を積極的にする。	A	男女共同参画審議会は平成29年度から市民から募集して公募委員を登用している。2年に1度改選をして、令和3年度の改選時には公募委員1名を登用した。	今後も引き続き、公募制度を実施して審議会の男女構成比を均衡に保つ。
4				男女共同参画人材リストの作成及び提供	人権推進課	男女共同参画係	各委員会・審議会における男女構成比の均衡、各種講座等の講師選定など男女共同参画事業を推進するため男女共同参画リストの作成及び提供をする。	A	男女共同参画人材リストを作成し、リスト内から審議会委員や講座講師を選出。人材リストは広報きづがわに年一回掲載をして登録を呼びかけている。活用については庁内LANで周知し、各課に情報提供も行っている。	人材リスト登録について広報やHPで周知し、引き続き、活用も庁内LANで周知していく。
5				市の女性管理職登用率の目標設定と進捗管理	人事秘書課	人事係	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある職場の実現を図るため、女性職員の管理職への登用率を30%以上にする。	B	女性職員の管理職への登用を行った。 令和3年4月1日現在 22.7%	今後も引き続き女性職員の管理職への登用を積極的に行っていく。
6-1				農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	観光商工課	ビジネス推進係	関係団体の女性役員登用	B	商工会役員については、33名中2名である。	女性役員の登用促進について、商工会事務局を通じ引き続き依頼を行う。
6-2				農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	農政課	農業振興係	木津川市農業委員又は農地利用最適化推進委員として女性委員を1名登用(地元団体等推薦)。	A	木津川市農業委員として女性委員は1名。	引き続き女性委員を登用できるよう検討していく。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
7	(2)働く場における男女共同参画の推進	②政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成		女性のリーダー養成研修の実施	人事秘書課	人事係	係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材育成を推進するとともに、女性職員においても各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。	A	令和3年度において女性職員の各役職段階に応じた研修へ26人が参加した。	今後も引き続き女性職員における各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。
8				市の女性職員の外部研修への積極的派遣	人事秘書課	人事係	係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材育成を推進するとともに、女性職員においても各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。	A	令和3年度において女性職員の各役職段階に応じた研修へ26人が参加した。	今後も引き続き女性職員における各役職段階に応じた研修や外部研修への派遣を積極的に行う。
9-1		③雇用の分野における男女平等の職場づくりと女性の能力開発	市内事業所に対する女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用の促進		観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
9-2					人権推進課	男女共同参画係	市内事業所に対する女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用の促進を目指す。	B	京都労働局及び京都ジョブパークの作成するチラシやリーフレットの配架をしている。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
10-1					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
10-2					人権推進課	男女共同参画係	労働に関する基本的権利等の周知・啓発を目的として男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知を行う。	B	国や京都労働局からのチラシやリーフレットを配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
11-1					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
11-2					人権推進課	男女共同参画係	母性保護や母性健康管理に関する雇用の周知を行う。	B	国や京都労働局からのチラシやリーフレットを配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
12-1					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
12-2					人権推進課	男女共同参画係	市内事業所にメンタルヘルスに関する対策の促進を目指す。	B	京都労働局からのチラシやリーフレットを配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
13					観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
14				資格取得講座等の開催	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
15-1				就職、再就職のための情報提供	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
15-2					人権推進課	男女共同参画係	京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報を提供する。	A	ハローワークの求人募集やジョブパークの就職相談会のチラシは目につきやすいよう、一般のチラシと分けて配架している。	引き続き、関係機関と連携して情報提供をしていく。
16-1				再就職準備セミナーの開催	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
16-2					人権推進課	男女共同参画係	女性に対する再就職の準備を目的として就業支援講座を開催する。	A	女性の応援セミナーと題して2回講座を実施した。自己分析など就労意識につながるような内容で開催してのべ12人が参加した。	今後も女性の応援セミナーと題して就労支援講座を実施する。
17-1				京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報の提供	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	A	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し、情報の提供を行う。
17-2					人権推進課	男女共同参画係	京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援情報を提供する。	A	ハローワークの求人募集やジョブパークの就職相談会のチラシは目につきやすいよう、一般のチラシと分けて配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
18-1		④多様な働き方への支援		起業相談・起業講座の実施や起業に関する情報の提供	観光商工課	ビジネス推進係	「創業支援事業計画」を認定し、関係機関との状提供を適宜行う。	A	平成28年5月20日付「木津川市創業支援事業計画」を認定。連携する創業支援事業者が作成するリーフレット等の配架	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
18-2					人権推進課	男女共同参画係	女性の就業能力の開発支援を実施して目的として起業のための情報提供等の支援を行う。	A	ハローワークの求人募集やジョブパークの就職相談会のチラシは目につきやすいよう、一般のチラシと分けて配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。
19				女性農業者等の認定促進	農政課	農業振興係	女性農業者のほか、認定農業者や認定新規就農者として相応しい人物を推挙。	A	女性の農業者も含めた認定農業者や認定新規就農者への認定審査事務を進めた。令和3年度は4名。	今後、新たに女性農業者や認定農業者として相応しい人物がいれば推挙していく。
20-1				農業・商工業等における女性の経営参画促進のための学習機会や情報提供	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
20-2					農政課	農業振興係	市や普及センターが企画、実施する研修会等へ女性農業者の参加を促進。	A	市や普及センターが実施、企画する研修会等へ女性農業者が参加。	引き続き人的な支援を行う。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性		
								評価				
21-1			⑤)ハラスメントのない職場づくりの推進	事業所におけるハラスメント防止対策義務化の周知徹底	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。		
21-2					人権推進課	男女共同参画係	事業所におけるハラスメント防止対策の義務化を目的として周知を行う。	B	京都府や京都ジョブパークが作成したチラシなどを配架している。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。		
22				市民に対するハラスメント防止に向けた啓発	人権推進課	男女共同参画係	市民に対するハラスメント防止を目的とした啓発を行う。	A	ジェンダーに関する動画を作成してYouTubeで配信した。第2部「職場におけるジェンダー」で啓発を行った。	引き続き、啓発を行う。		
23-1				庁内におけるハラスメント防止対策の強化	人事秘書課	人事係	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。職員のハラスメントに対する意識を高めることを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和3年度は4回実施し、137人が参加した。	各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。		
23-2					人権推進課	男女共同参画係	庁内におけるハラスメント防止対策を目的として啓発を行う。	A	ジェンダーに関する動画を作成してYouTubeで配信した。第2部「職場におけるジェンダー」で啓発を行った。	引き続き、啓発を行う。		
24				(3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	⑥)事業所等における両立支援の取組の促進	育児休業や介護休業等の制度改正情報の周知徹底	観光商工課	ビジネス推進係	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。
25						市内事業所に対する次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用促進	観光商工課	ビジネス推進係	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行う。	B	所管課が提供する支援策について、情報の提供を行っている。	引き続き、所管課と連携し情報の提供を行う。
26-1						国・京都府の両立支援企業認証制度の周知と取得促進	観光商工課	ビジネス推進係	厚生労働省等が提供する支援策について、情報の提供を行う。	A	両立支援等助成金(介護離職防止コース、育児休業等支援コース、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)について周知を行った。	定期的に情報を収集し、周知する。
26-2	人権推進課	男女共同参画係	国や京都府の両立支援企業認証制度の周知と取得促進を目的として情報提供を行う。				B	京都府や京都ジョブパークが作成したチラシなどを配架を行っている。	引き続き、関係機関と連携して周知を行う。			
27-1	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の周知・啓発	観光商工課	ビジネス推進係			京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架することにより、情報の提供を行う。	B	京都労働局及び京都ジョブパークが作成するリーフレット等を配架している。	引き続き、関係機関と連携し情報の提供を行う。			
27-2		人権推進課	男女共同参画係			事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための周知・啓発を行う。	A	以前作成した事業所向けワークライフバランスのチラシを木津川市ホームページに掲載して啓発を行っている。	今後も引き続き継続していく。			

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性	
								評価			
28-1	⑦仕事と家庭・地域活動等との両立支援		保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実(一時保育・休日保育・延長保育・病児病後児保育等)	延長保育・一時預かり・病児病後児保育の実施など、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、働きやすい環境を整える。	こども宝課	すくすくこども係	延長保育(20園)、一時預かり(10園)、病児病後児保育(委託1か所・民間園3園)。また、小規模保育事業及び家庭的保育事業を開設し、児童の受け入れ態勢に係るサポート等を行った。	A	木津川市子ども・子育て支援事業計画により保育ニーズを踏まえながら取り組みのさらなる推進を図る。		
28-2				病児病後児保育の実施により、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、働きやすい環境を整える。	健康推進課	家庭児童係		A		病児病後児保育室1か所	取り組みを継続する。
29				放課後児童クラブの充実	学校教育課	学務係		A		市内13児童クラブにおいて、延べ12,862名の保育を行った。	さらなる児童クラブの運営の充実を図る。
30				ファミリーサポートセンター事業の充実及びサポーターの育成	健康推進課	家庭児童係		A		令和3年度は会員数336名、活動件数874件。	取り組みを継続する。
31				家族介護者交流事業の実施	高齢介護課	高齢者福祉係		A		新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した回もあったが、感染症対策講じながらも事業継続をした。介護者が集い、交流を図ることが出来た。	今後も介護者交流事業を通じて、精神的負担軽減の取組を継続していく。
32				介護保険サービス利用に関する相談と適正利用の推進	高齢介護課	高齢者福祉係		A		地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センター及び関係機関と連携をはかり対応を行っている。	市、地域包括支援センター、他機関等と連携し住民の相談を受け止め、相談者の実情に応じた適切な支援が行えるよう取り組む。
33-1	(4)家庭・地域における男女共同参画の推進	⑧男性の家事・育児・介護等の参画促進	男性対象の料理教室等の開催	男性の家事参加促進、調理技術の向上を目的に調理実習と講義を実施。	健康推進課	保健予防係	コロナ禍のため、規模を縮小して実施。参加者:5名	A	引き続き、取り組みを継続する。講座が好評であるため、令和6年度は講座回数を増やす予定である。		
33-2				家庭における男女共同参画の促進を目的として男性対象の料理教室を開催する。	人権推進課	男女共同参画係		A		広報きづがわで募集して令和4年1月に開催予定であったが、直前にまん延防止対策措置が出たため延期とした。その振替として令和4年5月に実施した。	
34				男性が子育てにかかわるための父親教室等の開催	健康推進課	家庭児童係		A		わくわくひろばでは月2回、げんきっ子では毎週土曜日に、父親を対象とした親子教室を開催した。	事業を継続し、父親の子育て参加を推進する。
35		⑨男女で取り組む地域活動の促進	地域団体の役職者への女性の登用促進	総務課	庶務係	各地域から選出される地域長及び副地域長への女性の参画の促進	B	女性地域長の選出はないが、副地域長については、相楽台地域と城山台地域において1名ずつ選出されている。	各地域から選出される地域長及び副地域長は、各地域内で選出され市長が委嘱しているが、なかなか女性が選出されない状況である。		
36			行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画に関する理解を深め、男女平等の意識づくりを高めることを目的とする。男女共同参画講演会、講座、キラリさわやかフェスタなどを開催。	A	コロナ禍であるため人がたくさん集まる講演会やキラリさわやかフェスタは開催できなかった。ジェンダーに関する動画を作成してYouTubeに配信した。第3部「地域・家庭におけるジェンダー」で啓発を行った。	コロナ禍で人がたくさん集まるような事業は実施できないため、動画配信など工夫をしながら啓発をしていく。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性	
								評価			
37-1				地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	学研企画課	企画広報係	京都府地域交響プロジェクト支援交付金やコミュニティ助成事業などを活用し、NPOや地域住民が自主的にまちづくりに取り組む活動を支援する。	A	京都府地域交響プロジェクト交付金:16団体 コミュニティ助成事業補助金:10団体 がんばる地域応援事業補助金:1団体	引き続き、事業を継続し、各団体において活動継続できるよう、次代の人材確保や様々な情報共有、団体間交流の促進とマッチング等の支援に努める。	
37-2				観光商工課	観光まちづくり係	現代アートを活用したまちづくり事業で、市内外の交流人口の増加、市の魅力を発信するきっかけづくりとして実施している。令和3年度は、木津川アート2021を開催した。	A	木津川アート2021来場者数:11,588人 アートイベントを開催することで、市内外の交流人口の増加、市の魅力を発信するきっかけづくりとなっている。また、スタッフ及び市民ボランティアの半数以上が女性が占めている。	多様な人材が参加・参画しやすい環境づくりに努め、事業内容や目的に応じた人材の登用を目指していく。		
38				人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画を進めるための場を提供を目的として女性センターを活用する。	A	女性センターを活用して男女共同参画事業や講座を行った。	今後も女性センターを拠点とした男女共同参画の推進に努める。		
39				⑩災害対策における男女共同参画の推進	女性消防団員の活動の充実	危機管理課	消防防災係	女性消防団による消防・防災に関する啓発活動の実施	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限された。	新型コロナウイルス感染症の対応を適切にして、実施していく。
40				男女のニーズに対応した地域防災計画の推進	危機管理課	消防防災係	男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した避難所管理運営に取り組み、地域防災計画に反映	A	地域防災計画については、取り組みの成果を反映するため、毎年、見直し修正を実施している。	継続	
41	多様な市民に配慮した避難所運営の推進	危機管理課	消防防災係	男女のニーズの違いに配慮した、避難所開設・運営マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた避難所の運営	A	避難所開設・運営マニュアルを逐次修正するとともに、R3.6.16に避難所担当職員を対象に、開設・運営訓練を実施し、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営体制を確立した。 また、避難所開設時には、女性1名を配置し、女性のニーズに対応できる体制を構築。	継続				
42	基本目標2 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現	(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶	⑪あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透	DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施	人権推進課	男女共同参画係	あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透をめざして、DV防止啓発期間等における効果的な広報啓発事業を実施する。	A	DV防止啓発の記事を広報きづがわに掲載した。女性センターにDV防止パネル展示を行い、また市内商業施設にて街頭啓発を実施して市民に啓発を行った。	引き続き広報活動をして市民に周知・啓発を図る。	
43				「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知	人権推進課	男女共同参画係	あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透をめざして関係法令の周知を行う。	A	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についてDVリーフレットやDV啓発パネル展示で周知・啓発を行った。	引き続き継続して周知を行う。	
44-1			⑫セクシュアル・ハラスメント、性被害等の防止対策の強化	発達段階に応じた性教育の実施	学校教育課	学校教育係	性の逸脱行為等の増加を踏まえた生命の尊重を認識する人間形成の育成を目的とする。	A	思春期の児童・生徒には、発達段階に応じて紙芝居・イラスト等の資料を用いて、エイズ等を含めた性教育を行った。	今後も同様に取り組んでいく。	
44-2				健康推進課	保健予防係	乳幼児期においては、乳児訪問時や乳幼児健診、相談時に保護者に対して正しい性知識を指導している。	A	乳幼児相談:24回、1,026名参加 乳幼児健診:84回、2,265名受診 発達相談:945名参加	取り組みを継続する。		
45				学校教育課	学務係	市内各小中学校における教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	A	各小中学校におけるコンプライアンス研修の一環としてセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施した。	今後も同様に取り組んでいく。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性		
								評価				
46	⑬女性や子どもへの暴力防止対策の推進		⑬女性や子どもへの暴力防止対策の推進	リーフレット等による意識喚起、相談窓口情報の提供	人権推進課	男女共同参画係	DVリーフレットを作成して意識喚起や相談窓口情報の提供を行う。	A	女性センターで作成したDVリーフレットにて意識喚起や相談窓口情報の提供を行っている。急激な社会情勢による変化に対応するため、DVリーフレットは3年に一度内容を見直し作成している。	引き続き、DVリーフレットで情報提供を行う。		
47				デートDV予防講座の実施	人権推進課	男女共同参画係	女性や子どもに対する暴力が正しく理解されるよう情報発信や学習機会を提供することを目的とする。内容は講演会。	A	コロナ禍で人がたくさん集まるような講演会はできなかったが、ジェンダーに関する動画を制作してYoutubeに配信した。第1部「SDGsとジェンダー平等」で啓発を行った。	コロナ禍が落ち着いたら、子どもと関わる教師やPTAなどを対象にデートDV講演会の実施を行う。		
48				要保護児童対策地域協議会の連携と対応強化	健康推進課	家庭児童係	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、平成20年1月17日に木津川市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催して、児童虐待案件に対応している。	A	令和3年度は代表者会議1回、実務者会議6回、個別ケース検討会議等40回を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催している実務者研修等は中止。その他、電話・面接・家庭訪問等で子育てに関する相談を受けた。	年々対応件数の増加、相談内容の複雑化が見られ、それらに対応する組織体制の強化や職員の技術向上が望まれる。		
49				⑭相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会におけるDV対応等の連携・支援体制の整備	人権推進課	男女共同参画係	要保護児童対策地域協議会にて児童虐待担当課とDV対応等の連携・支援体制の整備を行う。	A	DVのある家庭には児童虐待も多いことから、児童虐待担当課と情報を共有しながら密に連携して業務をしている。	引き続き、担当課と連携して慎重な対応に努める。	
50					DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者に対する支援を目的として職員及び相談員の研修を充実する。	A	DVに関わる職員や相談員は積極的に京都府家庭支援総合センターや京都府男女共同参画課の研修に参加したり、オンライン研修も視聴した。	引き続き、京都府家庭支援総合センターや京都府男女共同参画局の研修に積極的に参加する。	
51					京都府、警察署等の関係機関との連携強化	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者に対する支援を目的として京都府・警察署等の関係機関との連携を強化する。	A	DV被害者支援のため、京都府や警察署等連携を行った。	今後もDV被害者保護のため、関係機関と連携を強化して適切な対応をしていく。	
52					DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	人権推進課	男女共同参画係	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図る。	A	DV被害者の支援のための相談体制の充実と相談窓口を周知した。健康推進課、くらしサポート課、社会福祉課等関係課でDV相談があれば女性センターに繋いでもらうよう相談体制を充実。	引き続き、DV被害者の支援のための各担当課との相談体制の充実と相談窓口の周知を図る。	
53-1						学校教育課	学校教育係	児童・生徒等、相談しやすい環境をつくり、子育てのし易い町づくりの推進を目的とする。	A	カウンセラーを全小中学校に配置するとともに、市としても2名配置し、カウンセリングの周知を図っており、年々相談件数も増加している。	今後も継続して実施していく。	
53-2					子どもが相談できる窓口情報の周知	人権推進課	男女共同参画係	女兒及び若年層の女性も相談できる窓口情報の周知を行う。	B	女性センターの女性相談は年齢制限は無いが、現在は女兒や若年層の女性の相談はほとんど無い。女兒や若年層の女性も相談できる窓口として周知を図る。ただし、内容が児童虐待などの場合は担当課と連携しながら対応をする。令和3年は19歳の女性から家族についての相談が1件あった。	引き続き、女性センターでは女兒や若年層の女性も対応可であることを周知していく。	
54-1				(6)DVの防止と被害者の保護・自立支援	⑮緊急時における被害者の安全確保	住民基本台帳事務におけるDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置	市民課	市民係	住民基本台帳事務におけるDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置	A	令和3年度中に他市決定分を含めて、22件の新規申請を受理し決定した。	令和4年度から固定資産税事務と連携することとなり、スムーズに連携できるように検討
54-2						行政事務におけるDV被害者情報保護の徹底	総務課	行政係	選挙人名簿抄本の閲覧におけるDV被害者等の保護	A	DV被害者等の情報をマスキング処理し、個人情報等の保護に努めている。	引き続き、DV被害者等の個人情報等の保護に努める。

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
55-1				緊急時における一時保護の実施	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者の一時保護を行う。	A	緊急時はDV被害者の身の安全確保のため、警察やシェルターなどと連携しながら一時保護を実施する。	引き続き、警察等と連携しながら一時保護を行う。
55-2			くらしサポート課		保護係	DV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)の緊急時における一時的な保護の実施	A	DV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)が緊急的に一時保護を必要とした場合、シェルターへ避難させ医療扶助等の一時保護を実施した。	引き続きDV被害を受けている生活困窮者(生活保護を含む)の緊急時一時保護の充実に努めていく。	
55-3			健康推進課		家庭児童係	児童を連れだした女性が避難を要する際に、DV支援担当課と連携して対応。	A	令和3年度はDV等の被害者がシェルター入所後に今後の生活等について京都府家庭支援センターや人権推進課と連携して面談や協議を実施した。	DV被害者への支援にかかり、人権推進課と連携して対応していく。	
56-1		16被害者の自立支援	DV被害者等の生活相談・就労相談の実施	人権推進課	男女共同参画係	DV被害者等の自立を支援するための相談対応をする。	A	DV被害者がシェルターに入った場合は、京都府家庭支援センター、市のくらしサポート課、健康推進課などと連携して今後の生活についてDV被害者とともに自立に向けて協議している。	引き続き、DV被害者の自立に向けて支援を行う。	
56-2	くらしサポート課			支援係	生活困窮者(生活保護を含む)の生活相談、就労相談等による支援	A	生活困窮者全体に係る生活・就労相談支援等により自立に向けた支援を行った。	引き続き自立に向けて就労支援等の充実に努めていく。		
56-3	健康推進課			家庭児童係	DV被害に遭った母子をシェルターで一時保護した際に、その後の生活再建に向けて、母子生活支援施設へ入所措置を行う。	A	令和3年度に、新規入所措置した母子世帯があった。	入所措置にかかる事務を健康推進課で実施しているが、DVの相談等を含め、人権推進課との連携が必要である。		
57	施設整備課			住宅係	配偶者から暴力防止、被害者の保護を図ることを目的としている。	A	定期の市営住宅募集の申込資格に、「加害者に対して保護命令が出されている等のDV被害者であれば「単身」での申し込みができる」という特例は実施。 【申込実績無】	随時募集をする住宅がない現状、優先的な受入れは困難である。		
58	(7)生涯を通じた男女の健康支援	17性差に配慮した健康づくりの支援	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	健康推進課	保健予防係	女性特有の検診として個別医療機関での乳がん、子宮がん検診を実施。中学一年以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診を実施。男性特有の検診として前立腺がん検診を実施。	A	乳がん検診2,342名受診、子宮がん検診3,003名受診、骨粗しょう症検診386名実施。前立腺がん検診2,185名受診	取り組みを継続する。乳がん検診については啓発冊子を幼児の健診事業で配布し、受診率の向上を図る	
59		18ライフステージに応じた心身の健康対策の推進	年齢段階に応じた性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)教育の推進	健康推進課	保健予防係	・妊娠を希望する夫婦に対して不妊治療に要した自己負担額の一部を助成 ・望まない妊娠に対しての情報提供 ・妊娠届出時の専門職面談 ・子宮頸がん検診の啓発	A	不妊治療等給付：一般、不育合わせ202人264件給付 ・妊娠、出産、不妊について相談先の案内を配 ・ピンクリボン運動のポスター掲示、啓発冊子の配架 ・妊娠届出時の保健師面談682件実施 マタニティ広場：19回実施、参加者82名	取り組みを継続する。相談しやすい雰囲気づくりに努め、必要時は地区担当保健師の個別支援を継続していく必要がある。	
60			妊娠・出産・子育て期を通じた女性の心と身体への健康支援	健康推進課	保健予防係	子どもを安全に産み育てられる環境づくり、妊産婦と子育て期の女性の心身の健康支援を目的に、マタニティ広場(妊婦教室)、妊産婦健康診査助成、産後ケア、妊産婦訪問、乳幼児相談事業を実施。	A	妊産婦健康診査助成：妊婦618名、産婦479名に実施 産後ケア事業：15人利用(宿泊31回、日帰り8回) 他、産婦訪問時にメンタルヘルスのチェックを実施	取り組みを継続する。妊産婦、子育て期の心身の健康を支援することは児童虐待防止にもつながる重要な課題である。相談できる環境、雰囲気作りにも努める。	
61-1			男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	健康推進課	保健予防係	・生活習慣病予防、ロコモティブシンドローム予防等を目的に健康教育・相談を実施 ・子どもの健やかな成長を支援するために乳幼児相談、健診、電話相談等で指導を実施。	A	健康教育：10回、52名参加 健康相談：31回、3,773名参加 乳幼児相談：24回、1,026名参加 乳幼児健診：84回、2,265名受診 発達相談：945名参加	取り組みを継続する。健康相談は健診会場等で個別相談を実施することで、相談しやすい環境づくりができています。保健師、管理栄養士、臨床心理士の専門性をいかした各種指導を継続する。	
61-2				学校教育課	学校教育係	健康教育、食育指導等を通じ、心身の健康づくりを目的とする。	A	栄養教諭や幼保教諭を中核として、「食育」の推進や健康保持、正しい生活習慣を身につけるなどの指導を発達段階に応じて実施するとともに、保護者への啓発を行った。	今後も同様に取り組んでいく。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
62	(8) 困難な状況におかれた人への支援	⑱ひとり親家庭への支援	生涯にわたるスポーツ活動の推進	社会教育課	社会体育係	<木津川市スポーツ協会><木津川市スポーツ推進委員会><木津川市スポーツ少年団>生涯を通じた心身の健康づくりを推進するため、各種大会を開催。 ■市内体育施設の利用促進。	A	コロナ禍による影響で中止となる大会等もあったが、概ね予定どおり開催した	今後も、継続して生涯にわたるスポーツ活動の推進をしていく。	
63				健康推進課	家庭児童係	母子父子自立支援員を設置し、各種手当や制度・就職・生活等に関する相談を受けている。	A	ひとり親家庭に対する制度の説明・受付や、自立に向けた助言等を行った。	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく必要がある。	
64				健康推進課	家庭児童係	児童扶養手当(母子・父子)、高等技能訓練促進費等給付金、自立支援教育訓練給付金の支給	A	児童扶養手当:630名へ給付(令和3年度末時点) 自立支援教育訓練給付:2名へ給付 高等職業訓練促進給付金:4名へ支給	ひとり親の親が自立していくためには、就労し、安定した生活を図る必要があるため、ハローワークや就労支援員と引き続き連携していく必要がある。	
65-1				学校教育課	学校教育係	男女平等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする。	A	学級活動や道徳の時間のほか、あらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切に教育の推進を図る。	
65-2		人権推進課	人権啓発係	性の多様性に関する理解を深め、啓発を行う。	B	コロナ禍で講演会などは一部実施出来なかったが、性の多様性やLGBTの内容の啓発DVDは希望された学校等に貸し出して理解を深めた。	引き続き、継続していく。			
66-1		⑳複合的に困難な状況におかれた女性への支援	高齢者、障害者、外国人など生活上困難を抱える女性への支援の充実	社会福祉課	障害者福祉係	障害者やその家族の相談支援の窓口として基幹相談支援センターを設置している。その中で、障害を理由として生活の困難さを抱える女性に対しての相談を実施し、各々の課題解決に向けたアセスメントを行い、必要な支援を提供する。	A	相談内容に応じて、障害福祉サービス等の利用につなげることにより、課題の解決を図った。	障害福祉分野以外との連携体制を強化し、複合的な支援が必要な方に対する、重層的な支援体制の構築を図る。	
66-2				高齢介護課	高齢者福祉係	地域包括支援センターと市との連携により高齢者の生活課題等の支援を行い課題解決に向け対応していく。	A	地域包括支援センターへの相談で、複合的課題等に地域ケア会議を開き専門職間の情報共有等を行い解決策等を検討した。	令和4年度から実施の成年後見センターや、健康福祉部の「断らない相談窓口」との連携も図り相談体制の充実を図る。	
67				くらしサポート課	支援係	生活困窮者(生活保護を含む)の相談体制、支援の充実	A	生活困窮者全体に対して、必要に応じハローワークへの同行や個別訪問等きめ細やかな支援を行った。	引き続き自立に向けて相談体制や支援の充実に努めていく。	
68-1		基本目標3男女共同参画の意識づくり	㉑男女平等保育・教育の推進	人権尊重、男女平等についての教育・保育の推進	子ども宝課	すくすく子ども係	人権に関する職員研修を実施し、性別にかかわらず、一人ひとりを思いやる心を育て、人権教育に結び付ける。	A	性別等により区別しない教育・保育を実施し、一人ひとりの子どもの人権を大切にすることを基本に、豊かな感性を育てお互いを大切にすることを育い、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした人権教育・保育に取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。
68-2					学校教育課	学校教育係	男女平等、相互協力の理解を養うとともに実践する力を身につけることを目的とする。	A	学級活動や道徳の時間のほか、あらゆる教育活動を通して、人権教育の一環として各学校の授業等で取り組んだ。	今後においても、児童・生徒一人ひとりを大切に教育の推進を図る。
69-1	子ども宝課				すくすく子ども係	保護者(父・母)協働による教育・保育に取り組む。	A	コロナ禍で、保育参観の開催が難しい中であつたが、人権や子育てについての絵本を回覧する等工夫しながら、他者を思いやる心を育てるように取り組んだ。	取り組みのさらなる推進を図る。	
69-2	学校教育課				学校教育係	個々の能力を把握し、適切な進路指導を行うことを目的とする。	A	個々に応じたきめ細かな指導として、担任及び進路主任等により、希望進路の実現に向け相談を行った。	今後も、担任及び進路主任による個々に応じた進路相談を行っていく。	

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性	
								評価			
70			23生涯学習活動における男女共同参画意識の浸透	男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	社会教育課	生涯学習係	<市民・生涯学習・公民館講座><女性教育事業>各種講座の開催、交流と学習機会の提供。	A	市民講座、生涯学習講座、公民館講座を前期・後期に分けて開催。脂肪燃焼ピラティスや姿勢改善ウォーキング講座など情勢を対象とした講座も設けた。女性の会として教室開催、研修会への参加。	今後も、継続して生涯にわたる各種講座活動の推進をしていく。	
71-1					女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	社会教育課	生涯学習係	<女性教育事業>生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深める。	A	女性の会として教室開催、研修会への参加している。市では生涯学習講座を開催し、学習機会の充実を図った。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取り組みを実施されている。今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。
71-2						人権推進課	男女共同参画係	女性のエンパワーメントのため、キラリさわやかフェスタの開催や市民対象の男女共同参画講演会で啓発を実施する。	A	コロナ禍でキラリさわやかフェスタや市民・職員対象の講演会は実施出来なかったが、ジェンダー平等に関する動画を作成してYoutubeで配信した。第1部「SDGsとジェンダー平等」で職員及び市民に啓発を行った。	引き続き、啓発していく。
72-1						社会教育課	生涯学習係	<女性教育事業>生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深め啓発している。	A	女性の会として教室開催、研修会への参加の際に保育ルームなどを設けるように努めている。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取り組みを実施されている。今後は各種講座等の事業についても保育ルーム開設数を増やすなど参加しやすい環境を作っていく。
72-2						観光商工課	観光街づくり係	観光振興に資する催し事を開催する際に、授乳室やオムツ交換スペースを設置している。	B	催し事を開催する際は、子育て世代の参加を促す為にも授乳室やオムツ交換スペースを設置しているが、保育スペースの設置は行っていない。	開催する事業の特性に合わせ、必要であれば保育ルームの設置を検討する。
73-1						24家庭・地域における男女平等意識の浸透	子ども宝課	すくすく子ども係	保護者(父・母)協働の教育・保育に取り組む。	A	感染対策のため、行事への参加は保護者1名のみとする場合が多かったが、性別にかかわらず、保護者が協働による保育が行えるよう人数以外の制限は設けず実施した。
73-2			保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓発	学校教育課	学校教育係	人権に関する研究や啓発、研修会等を行うために、市立小中学校の教職員等で組織している人権教育研究会に補助を行った。	A	木津川市人権教育研究会に補助を行い、研究会を通して男女共同参画の意識啓発に努めた。	今後も市人権教育研究会に対して支援を行い、研究会を通して男女共同参画の啓発を推進していく。		
74-1				社会教育課	生涯学習係	<女性教育事業>生涯学習への参加を促進し、交流と学習を深め啓発している。	A	女性の会として教室開催、研修会への参加などを通じ啓発を行っている。	女性の会として各機会への女性の関わりとしての取り組みを実施されている。今後はエンパワーメントに関する理解を深めながらの取組の工夫が必要である。		
74-2			男女平等の視点に立った家庭教育の啓発	人権推進課	男女共同参画係	男女平等の視点に立った家庭教育として親子クッキングや男の料理教室を開催する。	A	コロナ禍で親子クッキング、男の料理教室は出来なかったが、ジェンダー平等に関する動画を作成しYoutubeに配信した。第3部「地域・家庭におけるジェンダー」で啓発を行った。男の料理教室は令和4年5月に振替えて実施した。	引き続き、継続していく。親子クッキングについては学校での家庭科実習が再開されてから実施する予定。		
75	(10)男女平等・男女共同参画意識の浸透	25男女共同参画推進のための広報・啓発の推進	各種講演会・講座等の開催	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画を目的として講座や講演会を実施する。	A	コロナ禍ではあったが男女共同参画週間には男女共同参画DVD上映会・おしゃべり会を実施して、男女共同参画について考える機会を持った。参加者は14人。	引き続き、継続していく。		
76			男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画週間等に男女共同参画を目的として街頭啓発、パネル展示、啓発物品の配架を行う。	A	男女共同参画週間はコロナ禍で街頭啓発は実施できなかったが、女性センターでパネル展示を行い男女共同参画に向けての啓発を行った。また、人権週間には市役所住民活動スペースに男女共同参画等の関連記事の展示や啓発物品を配架して啓発を行った。	引き続き、継続していく。		

No	基本目標	重点目標	施策の方向	具体的施策	所管課	担当係	事業内容	実施結果(令和3年度)		課題・今後の方向性
								評価		
77				広報きづがわやホームページを活用した広報活動	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画意識の浸透のため、広報きづがわやホームページにて啓発を行う。	A	広報きづがわには男女共同参画週間の記事を掲載して啓発を行った。第1部「SDGsとジェンダー平等」、第2部「職場におけるジェンダー」、第3部「地域・家庭におけるジェンダー」とジェンダーに関する動画を3本作成してYoutubeに配信して啓発を行った。	引き続き、啓発していく。
78-1		26市職員における男女共同参画の視点の浸透		職員研修等の定期的な実施	人事秘書課	人事係	職員の資質向上、能力開発及び健康の保持増進等に資するため研修を実施する。男女共同参画に関する理解を深め、男女平等意識を高めることを目的とする。	A	人権に関する職員研修を実施した。令和3年度は4回実施し、137人が参加した。	各種のニーズに対応するため、多くのメニューを実施することとなるが、多くの職員を対象とした場合には、同一内容の研修を数回以上実施しなければならない。外部講師による場合は、費用の問題、会場の問題などが想定される。研修成果の検証、職場へのフィードバックのための手法を検討する必要がある。
78-2					人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画の意識の浸透のため、職員研修を行って啓発を行う。	A	コロナ禍で市民・職員対象の研修は出来なかったが、ジェンダー平等に関する動画を3本作成してYouTubeで配信して職員や市民に啓発を行った。	引き続き、啓発していく。
79				男女共同参画社会の実現に向けた会議の定期的な開催	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ効果的に図るために会議を開催する。	A	男女共同参画審議会を2回、女性センター運営委員会を1回実施して男女共同参画の取り組みについてご意見をいただいた。	今後も定期的に会議を開催していく。
80		27国際的視野に立った取組の推進		国際交流事業の推進	社会教育課	生涯学習係	<木津川市国際交流協会(木津川市中学生海外派遣事業等)> 木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。	B	コロナ禍による影響によりサンタモニカ市との交流事業を中止した。コロナ感染防止対策を講じながら日本語教室を実施した。	中学生海外派遣事業・サンタモニカ交流事業だけでなく、市内在住外国人への交流支援イベントを実施していくことも大切である。また日本語教室での日本人チューターが不足しており、日本語支援ボランティア養成講座などを通し、なり手を募っていく必要がある。
81				ジェンダー平等に関する国際的な情報の収集と発信	人権推進課	男女共同参画係	ジェンダー平等に関する国際的な情報の収集と発信していく。	A	ジェンダー平等に関しては世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数など、機関誌や広報誌に掲載して啓発を行った。また、SDGsについてはジェンダーに関する動画を作成してYouTubeで配信した。第1部「SDGsとジェンダー平等」で啓発を行った。	引き続き、情報収集と発信に努める。
82		28男女共同参画に関する情報の収集と提供		男女共同参画に関する調査・分析・研究	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画に関する調査・分析・研究を行う。	A	「市の審議会等における女性委員の登用割合」、「市の女性管理職の登用割合」や「市の男性職員の育児休業取得率」など第2次木津川市男女共同参画計画の指標について調査・分析・研究を行った。	引き続き、調査・分析・研究を行い、更なる男女共同参画社会を目指す。
83				男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供に努める。	A	女性センターの機関誌(年2回発行)は様々な情報を収集して、多角的な観点から男女共同参画を捉えて発信を行った。	引き続き、情報収集と発信に努める。
84				男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実	人権推進課	男女共同参画係	男女共同参画の推進に関する苦情や意見については、関係機関と連携しながら市民の立場に立って相談に応じて適切に対応する。	A	男女共同参画条例及び施行規則において適切な処理について定めているが特に苦情や相談は無かった。	苦情や相談があった場合は、市民の立場に立って話を聞いて対応していく。